

8 農振第 1329 号
令和 8 年 7 月 29 日

九州農政局長 殿

農村振興局長

地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の取扱いの周知について

今般、令和 8 年熊本地震による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところである。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しないこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了知いただくとともに、両制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添える。

記

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

災害の応急措置又は復旧に係る以下の転用等については、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づく、都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、国又は都道府県等が行う転用等

イ 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「規則」という。）第 29 条第 18 号及び第 53 条第 16 号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関若しくは同条第 6 号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等

(2) 留意すべき事項

ア 規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ 規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

8 農振第 1329 号
令和 8 年 7 月 29 日

熊本県知事 殿

農林水産省農村振興局長

地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の取扱いの周知について

今般、令和 8 年熊本地震による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところである。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しないこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了知いただくとともに、両制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

災害の応急措置又は復旧に係る以下の転用等については、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づく、都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、国又は都道府県等が行う転用等

イ 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「規則」という。）第 29 条第 18 号及び第 53 条第 16 号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関若しくは同条第 6 号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等

(2) 留意すべき事項

ア 規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ 規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

8 農振第 1329 号

令和 8 年 7 月 29 日

福岡県知事 殿

農林水産省農村振興局長

地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の取扱いの周知について

今般、令和 8 年熊本地震による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところである。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しないこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了知いただくとともに、両制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

災害の応急措置又は復旧に係る以下の転用等については、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づく、都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、国又は都道府県等が行う転用等

イ 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「規則」という。）第 29 条第 18 号及び第 53 条第 16 号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関若しくは同条第 6 号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等

(2) 留意すべき事項

ア 規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ 規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

8 農振第 1329 号

令和 8 年 7 月 29 日

佐賀県知事 殿

農林水産省農村振興局長

地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の取扱いの周知について

今般、令和 8 年熊本地震による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところである。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しないこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了知いただくとともに、両制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

災害の応急措置又は復旧に係る以下の転用等については、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づく、都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、国又は都道府県等が行う転用等

イ 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「規則」という。）第 29 条第 18 号及び第 53 条第 16 号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関若しくは同条第 6 号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等

(2) 留意すべき事項

ア 規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ 規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

8 農振第 1329 号
令和 8 年 7 月 29 日

長崎県知事 殿

農林水産省農村振興局長

地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の取扱いの周知について

今般、令和 8 年熊本地震による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところである。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しないこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了知いただくとともに、両制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

災害の応急措置又は復旧に係る以下の転用等については、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づく、都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、国又は都道府県等が行う転用等

イ 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「規則」という。）第 29 条第 18 号及び第 53 条第 16 号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関若しくは同条第 6 号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等

(2) 留意すべき事項

ア 規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ 規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

8 農振第 1329 号
令和 8 年 7 月 29 日

大分県知事 殿

農林水産省農村振興局長

地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の取扱いの周知について

今般、令和 8 年熊本地震による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところである。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しないこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了知いただくとともに、両制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

災害の応急措置又は復旧に係る以下の転用等については、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づく、都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、国又は都道府県等が行う転用等

イ 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「規則」という。）第 29 条第 18 号及び第 53 条第 16 号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関若しくは同条第 6 号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等

(2) 留意すべき事項

ア 規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ 規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

8 農振第 1329 号
令和 8 年 7 月 29 日

宮崎県知事 殿

農林水産省農村振興局長

地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の取扱いの周知について

今般、令和 8 年熊本地震による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところである。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しないこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了知いただくとともに、両制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

災害の応急措置又は復旧に係る以下の転用等については、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づく、都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、国又は都道府県等が行う転用等

イ 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「規則」という。）第 29 条第 18 号及び第 53 条第 16 号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関若しくは同条第 6 号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等

(2) 留意すべき事項

ア 規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ 規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

8 農振第 1329 号

令和 8 年 7 月 29 日

鹿児島県知事 殿

農林水産省農村振興局長

地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の取扱いの周知について

今般、令和 8 年熊本地震による災害により、甚大な被害が広範囲で生じているところである。

このような非常災害においては、応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

非常災害に係る応急措置又は復旧に関して、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用許可制度では、一定の場合に都道府県知事等の許可を要しないこととする等の特例的な取扱いが設けられているところである。

ついては、今回改めて両制度の運用について下記のとおり周知することとしたので、御了知いただくとともに、両制度の適正かつ迅速な処理に御配慮願いたい。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置又は復旧に係る以下の開発行為については、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第 15 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条各号に該当する電気、ガス、水道、道路等の復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となる。この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、市町村と都道府県との事前調整及び法定手続の迅速な実施、変更案の縦覧期間の短縮等に努めることにより、できる限り円滑かつ速やかに手続を行うことが望ましいこと。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備後に行うこととして差し支えないこと。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

災害の応急措置又は復旧に係る以下の転用等については、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づく、都道府県知事等の許可を要しないこととされている。

ア 農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、国又は都道府県等が行う転用等

イ 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「規則」という。）第 29 条第 18 号及び第 53 条第 16 号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。以下同じ。）又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関若しくは同条第 6 号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等

(2) 留意すべき事項

ア 規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ 規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。